

第9回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月28日（水）午後2時00分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 17名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 1名

15	今村 昭仁
----	-------

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第7号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第8号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第4	議案第9号	農地法第3条第1項の規定による許可について
日程第5	議案第10号	農地法第4条の規定による許可について
日程第6	議案第11号	農地法第5条の規定による許可について
日程第7	議案第12号	現況証明願いについて
日程第8	議案第13号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第9	議案第14号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価について

- 日程第10 議案第15号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画
について
- 日程第11 議案第16号 大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針に
ついて

6. 事務局 吉田局長、豊吉係長、眞鍋主査

7. 閉会時間 午後3時40分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、第9回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、1番乙部穀博委員、2番吉田義明委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、3月29日開催の第8回総会以降に行われました業務等につきまして、報告致します。</p> <p>(議案に基づき業務報告を説明)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第7号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の件を議題といたします。提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第7号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定で、農地等の賃貸借の解除等の制限を定めております。</p> <p>農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められておりますが、ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6カ月以内に成立した合意で書面により明らかな場合と規定されております。</p> <p>今回もこの例外規定の合意解約5件が成立しており、その5件の案件について審議賜りたく、提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p>

議長	<p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>議案第7号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>なお、申請番号1番～5番につきましては、別紙、確認書において、農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6カ月以内に成立した合意解約により、知事の許可を必要としない合意解約となりますので、本件については成立しているものと考えられます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第7号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第8号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第8号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の提案説明を申し上げます。</p>

	<p>農業振興地域整備計画の変更につきましては、「農業振興地域の整備に関する法律」にその定めがあり、市町村が事業計画者の申請に基づき、計画変更案を策定し、農業委員会は、その計画変更案に意見を行うこととされております。</p> <p>また、市町村は、農業委員会の意見書を添えて、北海道と計画変更の協議を行い、北海道の了解を得て、正式に計画変更が行われる流れとなっております。</p> <p>協議期間中は、農業施設用地への変更も含めて、それ以降の申請に対する許可は、計画変更後となります。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は1件でございます。申請内容は、農用地区域からの除外が1件でございます。</p> <p>その計画変更の可否について審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>議長 それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>豊吉係長 議案第8号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議長 内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。 第4班・班長、吉田義明委員から報告願います。</p> <p>吉田委員 はい、報告します。大樹町から意見照会された農用地区域の除外の件について、第4班で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、施設などとの位置関係から他に代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認いたしました。</p> <p>班では農用地区域から除外しても問題ないと判断しました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
--	--

議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第8号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨、大樹町に回答する事といたします。</p> <p>日程第4、議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の件を議題といたします。提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業員会で判断し、申請の可否について審議いただくものであります。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は1件でございます。</p> <p>内容は、(地区名)における所有権移転の1件であります。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは申請内容について、事務局より説明を求めます。</p>

豊吉係長	<p>議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可について」説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より報告を求めます。</p> <p>地区担当委員、原口武実委員から報告願います。</p>
原口委員	<p>地区担当委員より報告します。</p> <p>譲受人の希望による売買案件です。申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>はい、竹内委員。</p>
竹内委員	<p>参考までに、この金額ですが税込ですか。3条だと控除は受けられないとすると、譲渡人の税負担分も(法人名)が背負ったということでこの金額となったのかどうか。</p>
議長	<p>事務局長。</p>
吉田局長	<p>はい、この中に税込という考えはないですが、当然、(金額)に譲渡所得として税率20%程度、おおよそ(金額)ほどかかるので、その部分も含んでの売買価格だと聞いております。</p>
竹内委員	<p>わかりました。ただ、砂利を取った後の畑が、あのあたりの単価は10aで(</p>

金額 くらいですから、3条とはいえ、高く買い取られる前例ができると、条件のいい農地では砂利を取っても価格が落ちないという前例ができてしまったという懸念がある。答弁を求めるわけではないのですが。

議長

わかりました。その他、何か質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の件を採決いたします。

それでは本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第10号「農地法第4条の規定による許可について」申請番号1番及び2番の件を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

吉田局長

それでは、議案第10号「農地法第4条の規定による許可について」の件を提案説明申し上げます。

農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行うさい、農地法に定めがあり、転用者が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。

転用者と転用する土地の所有者が同一者若しくは同一の経営体に属する親族から承諾を受けている場合は、農地法第4条にその規定があり、転用者が許可申請し、農地法第4条の規定による許可を受けることとなります。

今回ご審議頂きます申請は、**(地区名)**など3地区で3件です。内訳は農業用施設建設2件、従業員住宅建設1件となっております。

<p>議長</p>	<p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第10号「農地法第4条の規定による許可について」説明させていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より申請番号1番及び2番について、調査報告を求めます。</p> <p>第4班・班長、吉田義明委員から報告願います。</p>
<p>吉田(義)委員</p>	<p>では、申請番号1番の報告です。</p> <p>経営規模拡大に伴い、新たにバンカーサイロを建設する案件です。</p> <p>既存バンカーの位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認しました。</p> <p>また、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>つづいて、申請番号2番、従業員住宅を建設する案件です。</p> <p>既存の宅地では狭く、他の代替地もないことを、現地調査で確認しました。</p> <p>本案件について、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第10号「農地法第4条の規定による許可について」申請番号1番及び2番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>「暫時休憩いたします。」</p>
<p>原口会長職務代理</p>	<p>「再開致します。」</p> <p>(委員名)が、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるため、議事進行を代わります。</p> <p>それでは、申請番号3番の件を議題といたします。内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>原口会長職務代理</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。第4班・班長、吉田義明委員から報告願います。</p>
<p>吉田(義)委員</p>	<p>申請番号3番の報告です。</p> <p>経営規模の拡大に伴い、牛舎を建設する案件です。牛舎の規模、位置関係から他の代替地もないことを現地調査で確認しました。</p> <p>本案件について、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p>

<p>議長</p>	<p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第10号「農地法第4条の規定による許可について」申請番号3番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>「暫時休憩いたします。」</p>
<p>議長</p> <p>吉田局長</p>	<p>「再開致します。」</p> <p>日程第6、議案第11号「農地法第5条の規定による許可について」申請番号1番及び2番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第11号「農地法第5条の規定による許可について」の件を提案説明申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行うさい、農地法に定めがあり、転用者が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要がございます。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第5条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は2件でございます。内訳は農業用施設建設1件、</p>

一般賃貸住宅建設に係る分譲地取得の1件となっております。

その内、一般賃貸住宅建設に係る用地取得の件でございますが、所在地は、以前より転用許可を行っている**(地区名)**の農地となっております。

また、今回の申請では、転用許可後にすぐに、住宅建設に着手せず、4年以内を目途に建設する計画であります。

農地法第4条第6項第3号では、すぐに住宅を建てずに農地を宅地として処分する、いわゆる住宅分譲の転用許可については、農地転用の最終用途である住宅建設が不確定となるため、通常は転用許可を認めないと定められております。

ただし農地法施行規則第47条第5号に例外規定が、いくつか設けられており、市町村が宅地造成する場合や都市計画の用途指定地域内の農地を宅地分譲する場合などは、農地を住宅建設用地として、第5条の所有権移転の伴う転用許可が可能と規定されております。

今回の申請につきましても、都市計画の用途指定地域であること、4年以内に賃貸借住宅を建設する計画となっており、設計図面が完成していること、土地の売買契約も農地法に関する条項が規定されていることから、農地法施行規則第47条5号の例外規定が適用となります。

つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉係長

議案第11号「農地法第5条の規定による許可について」説明させていただきます。

(議案に基づき説明)

以上で、説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、調査班より調査報告を求めます。

第4班・班長、吉田義明委員から報告願います。

吉田(義)委員

申請番号1番、居住用賃貸住宅のための用地取得案件です。

農振につきましては、農用地区域外であり、また市街地用途区域内の第3種農地であることから、許可すべき案件と考えられます。また、事業の目的、資金等からみても住宅の立地が確実と思われることから、班では許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

続いて、申請番号2番、経営規模の拡大に伴い、バンカーサイロを建設する案件です。バンカーサイロの規模、位置関係から、他の代替地もないことを現地調査で確認しました。

本案件について、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第11号「農地法第5条の規定による許可について」申請番号1番及び2番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第7、議案第12号「現況証明願いについて」の件を議題といたします。提案説明を求めます。

吉田局長	<p>それでは、議案第12号「現況証明願いについて」の件を提案説明申し上げます。本案件につきましては、土地の所有者から現況地目が畑であるところを畑以外として申請がありました。その案件1件となっております。つきましては、申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>議案第12号「現況証明願いについて」説明させていただきます。</p>
	<p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より、調査報告を求めます。</p> <p>第2班・班長、富倉浩之委員から報告願います。</p>
富倉委員	<p>それでは、議案第12号、申請番号1番の件についてご報告申し上げます。</p> <p>(個人名)の案件につきましては、畑から畑外に農地台帳地目を、現況地目に変更するための申請ではありますが、現地を確認した結果、申請地は、原野になっており、又農作業を行うには、不向きであることから、農地として活用することは困難な状態と確認いたしました。</p> <p>よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第12号「現況証明願いについて」の件を採決いたします。本案</p>

	<p>について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第8、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。</p> <p>それでは、提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は13件でございます。</p> <p>内訳は、所有権移転1件、賃貸借で新規が4件、更新が5件、使用貸借で新規が3件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、申請番号1番の審議にあたり (委員名) は、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>「暫時休憩いたします。」</p> <p>「再開致します。」</p> <p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>議案13号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明させていただきます。</p>

(議案に基づき説明)

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、申請番号1番の内容について、あっせん班より地域調整報告を求めます。

第1班・班長、金曾浩文委員から報告願います。

金曾委員

申請番号1番について報告します。

譲渡人から、あっせんの申し出があったため、地区に周知し、あっせん会議にて、(個人名)としました。

売買価格は、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

以上で、報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

「暫時休憩いたします。」

「再開致します。」

<p>豊吉係長</p>	<p>それでは、申請番号2番から6番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号2番から6番につきましては、賃貸借権の案件です。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、あっせん班及び地区担当委員より報告を求めます。</p> <p>申請番号2番から4番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。</p> <p>第2班・班長、富倉浩之委員より報告願います。</p>
<p>富倉委員</p>	<p>議案第13号、申請番号2番、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(法人名)としました。</p> <p>賃貸借期間は、4年4カ月間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、申請番号3番、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(法人名)としました。</p> <p>賃貸借期間は、4年4カ月間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>続きまして、申請番号4番、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(法人名)としました。</p> <p>賃貸借期間は3年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に申請番号5番について、地区担当・太田福司委員より報告を求めます。</p>

<p>太田(福)委員</p>	<p>申請番号5番、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(法人名)としました。</p> <p>賃貸借期間は11ヵ月間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>地区担当委員からの報告が終わりました。なお、申請番号6番は、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略致します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号2番から6番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号7番の審議にあたり、(委員名)は、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>「暫時休憩いたします。」</p> <p>「再開致します。」</p> <p>それでは、申請番号7番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>報告が終わりました。なお、申請番号7番は、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略致します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号7番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>「暫時休憩いたします。」</p> <p>「再開致します。」</p> <p>それでは、申請番号8番から9番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これより議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号8番から9番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>

次に申請番号10番の審議にあたり、**(委員名)**は、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

「暫時休憩いたします。」

「再開致します。」

それでは、申請番号10番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉係長

(議案に基づき説明)

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。申請番号10番は、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。これより議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号10番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。次に、申請番号11番の審議にあたり、**(委員名)**は、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

「暫時休憩いたします。」

「再開致します。」

<p>豊吉係長</p>	<p>それでは、申請番号11番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。申請番号11番は、使用貸借のため、地域調整報告を省略します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号11番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>「暫時休憩いたします。」</p> <p>「再開致します。」</p> <p>次に、申請番号12番及び13番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>申請番号12番及び13番は、使用貸借のため、地域調整報告を省略します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号12番及び13番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第9、議案第14号「令和2年度の目標及び、その達成に向けた活動の点検・評価について」の件を議題といたします。提案説明を求めます。

吉田局長

それでは、議案第14号「令和2年度の目標及び、その達成に向けた活動の点検・評価について」の提案説明を申し上げます。今回ご審議いただき、活動点検・評価につきましては、平成28年度から農地等の利用の最適化の推進が、必須事務になり、農業委員会等に関する法律第7条に目標及びその推進方法を定めること、同法第37条にその計画や結果などの状況を広く公表することが定められております。4月12日に農政委員会を開催し、本議案を審議し、今回、総会にお諮りいたします。つきましては、その内容についてご審議のほどよろしくお願いいたします。以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

吉田局長

それでは、議案第14号「令和2年度の目標及び、その達成に向けた活動の点検・評価について」内容説明申し上げます。説明は令和2年度の計画目標とした農地の集積化、新規就農の状況、遊休農地防止などの達成状況と前年度からの集計方法などの変更点などをご説明いたします。

まず、1ページ目の面積ですが、農地台帳の面積について集計を見直しております。令和3年3月末に畑の面積は14,588ha、前年度対比1,393ha増となっております。

前年まで登記簿地目が牧場の農地は採草放牧地との位置付けで、この集計に含めておりませんでした。しかし、牧場は農地法上の区分で正しくは畑に含め

ることから、今年より畑として1,615ha牧場地目を含めることに見直した結果、面積が大きく増えております。

また、一方で前年まで農業施設用地は登記簿地目が畑の場合は、畑に含めておりましたが、今年から畑以外として集計に含めておりません。

次に一段下がって、右の経営数ですが、認定農業者が139件、その内訳は町内が133件、町外が6件で前年度対比増減なしです。

続きまして、基本構想水準到達者ですが、これは町から認定農業者として認定を受けていないが、認定の基準に達している経営体のことです。経営数8件は前年度対比増減なしで、8件すべて町内の農業者です。

認定新規就農者の1件は(自治体名)の方で、経営農地が(地区名)にある経営体となります。

次に農業参入法人は認定農業者等のうち数となります。5件で、昨年までは3件としておりましたが、毎年農業参入法人の調査がございまして、そちらは5件として報告しており、いずれの法人も農業者以外の株主となっていることから、年1回の法人報告等で確認をいたしましたので、今年より5件で修正しております。

次に2番、農業委員会の現在の体制については、昨年7月に第24期農業委員の体制となりましたが、その委員の区分について記載しております。

2ページ目は担い手への農地の利用集積・集約化の状況となります。

令和2年4月現在の集積面積が12,171ha、集積率が85.7%でした。

目標対比の達成状況が97.9%となっております。目標達成に向けた活動としまして、広報誌への掲載評価は、交換分ご事業など農地集積化の推進や広報活動を評価し、目標を達成したと評価いたしました。

次に新たに農業経営を営もうとする者の参入促進であります。

3ページ目になります。令和2年度の目標及び実績をご覧ください。

令和2年度の目標値は1経営体、80haとなっております。

当町内では、既存経営体の規模拡大を図り、農業経営の安定化を推進することを進めていることもあり、新規就農者の町内での就農よりも、むしろ想定するのは、既存経営体の法人化を含めての目標値の設定となっております。

昨年は法人化もなく0件でありました。

評価もその様な評価とさせていただきます。

つづきまして、4ページ目、5ページ目の休農地への対応、違反転用への対

	<p>応です。実績は、遊休農地及び違反転用ともになく、評価も農地パトロールなどの実施や啓発活動を評価点としております。</p> <p>6 ページ目以降は許可など事務処理などの件数などを、まとめておりますのでお目通しいただければと思います。</p> <p>以上で令和2年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価についての説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議長 内容の説明が終わりました。次に、本件の審議を付託された農政委員会より報告を求めます。</p> <p>農政委員長・片岡文洋委員より報告を願います。</p> <p>片岡委員 それでは、議案第14号についてご報告申し上げます。3月の委員協議会で農政委員会に付託された案件です。4月12日に農政委員会を開催しまして、事務局作成の点検・評価をもとに審議しました。内容について不備はなく、本総会に諮ることを決議しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>議長 報告が終わりました。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第14号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
--	--

	<p>日程第10、議案第15号「令和3年度の目標及び、その達成に向けた活動計画について」の件を議題といたします。提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第15号「令和3年度の目標及び、その達成に向けた活動計画について」提案説明いたします。</p> <p>議案第14号同様に農業委員会等に関する法律第7条及び第37条の規定にもとづき、年1回農業委員会の活動目標及び活動計画をたて、広く公表するものがあります。4月12日に農政委員会で計画をご審議いただき、了解を得て本総会にお諮りするものでございます。</p> <p>つきましては、その内容についてご審議賜りたく、以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第15号「令和3年度の目標及び、その達成に向けた活動計画について」の内容について説明申し上げます。</p> <p>まずは、1ページ目の農業委員会の状況です。令和3年4月1日現在の農家戸数や認定農業者経営体数等を記載してございます。</p> <p>続きまして、2ページ目の担い手への農地の集積・集約化についてです。</p> <p>令和2年度の実績値を基に、集積目標を11,956haうち新規集積面積を30ha増といたしました。目標値の考え方は、町の「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」で集積率95%を掲げているため、その目標に着実に近づけるための今年度の目標値としております。</p> <p>つづきまして、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。</p> <p>2ページ目の下段になります。令和2年度の実績を基に目標値は1経営体、参入目標を80haとしております。</p> <p>既存経営体の法人化を含めて目標値としており、1経営体で80haを想定しています。</p> <p>次3ページ目の遊休農地、違反転用への対応です。</p> <p>前年同様に該当する案件がありませんので、現状維持の目標を設定しております。</p> <p>各目標に対する活動計画についても、前年同様の活動計画を継続することを</p>

<p>議長</p>	<p>定めているところであります。</p> <p>以上で、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。次に、農政委員会より報告を求めます。</p> <p>農政委員長・片岡文洋委員より報告願います。</p>
<p>片岡委員</p>	<p>議案第15号についてご報告申し上げます。議案第14号同様に3月の委員協議会で農政委員会に付託された案件です。4月12日に農政委員会を開催しまして、事務局作成の活動計画書案をもとに審議しました。内容について不備はなく、本総会に諮ることを決議しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第15号「令和3年度の目標及び、その達成に向けた活動計画について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第11、議案第16号「大樹町農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針について」の件を議題といたします。提案説明を求めます。</p>

吉田局長	<p>議案第16号「大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針について」提案説明いたします。</p> <p>先の議案同様に、農業委員会等に関する法律第7条及び第37条の規定にもとづき、お認めいただいた令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、農地等の利用の最適化の推進に関する「目標」と「方法」を指針で定め、公表するものであります。</p> <p>4月12日に農政委員会を開き、指針をご審議いただき、了解を得て本総会に諮るものでございます。以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第16号「大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針について」内容説明いたします。</p> <p>令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画にもとづき、その指針を定めるものでございます。</p> <p>1点目は農地の集積・集約化であります。</p> <p>令和2年度の農地集積面積は11,956haと定めます。</p> <p>2点目は遊休農地の解消・発生防止であります。</p> <p>前年度同様に、遊休農地ゼロとし、発生防止に努めます。</p> <p>3点目は新規参入者の促進であります。</p> <p>農業経営の拡大や安定化を図るため、法人化を検討している経営者から相談に応じ、1件でも新規に法人化となるよう努めます。</p> <p>以上の3点を令和3年度における大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針として定めるものであります。ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、農政委員会より報告を求めます。</p> <p>農政委員長・片岡文洋委員より報告願います。</p>
片岡委員	<p>議案第16号についてご報告します。先の議案2件同様に3月の委員協議会で農政委員会に付託された案件です。4月12日に農政委員会を開催しまして、指</p>

<p>議長</p>	<p>針の内容について審議しました。内容について不備はなく、本総会に諮ることを了承しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第16号「大樹町農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>次回の総会につきましては、5月31日月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもって、第9回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>